

さくら市児童センター及び
放課後児童クラブ施設整備計画

令和6年3月

さくら市

目次

1、計画策定の目的	3
2、計画の位置付けと期間、策定体制	4
(1) 計画の位置付け	4
(2) 計画期間	4
(3) 策定体制	4
3、市の現状と課題	5
(1) 児童数の減少	5
(2) 保育施設・放課後児童クラブの利用児童数の増加	6
(3) 施設の現状と課題	7
(4) 放課後児童クラブに係るニーズ調査	10
(5) 今後の放課後児童クラブ利用児童数の推計	13
4、整備を行う施設、時期など	15
(1) 基本的な考え方	15
(2) 整備を実施する理由	16
(3) 整備が必要な施設	17
(4) 整備の時期	17
(5) 整備の規模	18
(6) 施設の機能及び運営方法	20
(7) 民設民営放課後児童クラブの公募	20
資料編	21
資料1 さくら市児童センター及び放課後児童クラブ施設整備計画 検討委員会設置要綱	21
資料2 計画策定検討委員会名簿及び計画策定の経過	23
資料3 さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例	24
資料4 子育て関連施設マップ	30
資料5 各放課後児童クラブの状況（令和5年4月1日現在）	31
資料6 用語解説	36

1、計画策定の目的

現在、こどもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、共働きの進行等の理由により大きく変化しています。昨年12月、こども家庭庁が策定した「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を目指すこととされ、こどもや子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を行うなど、国を挙げて新たな施策が開始されたところであります。

放課後児童クラブ（学童保育）は、児童福祉法上、放課後児童健全育成事業として位置づけられており、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後等に生活や遊びの場を提供することにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的としています。

これまで、保育施設（保育園等）のサービス拡充が重要視され、様々な施策が行われてきましたが、昨今、小学校就学後も安全・安心な放課後の居場所を確保するという問題、いわゆる「小1の壁」に直面してきており、この問題を打破するためには、放課後児童クラブの拡充も併せて進めていく必要があります。

本市に目を向けると、15歳未満の人口が多く、全人口に占める比率は12.7%（令和5年10月1時点）と「県内1位こどもが多い」状況ではありますが、こどもの数は緩やかな減少傾向にあります。

一方で、核家族化、共働きの進行などにより、放課後児童クラブの利用児童数が急激に増加しております。未就学児の保育施設利用状況等から、今後もこの傾向が続くことが見込まれ、現状の体制では、さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（以降、「条例」という。）に定める児童1人あたりの面積要件を満たすことや、児童の安全確保などを十分に果たすことが困難になるため、施設整備も含めた新たな受入れ体制の構築が必要な状況であります。

新たに施設整備を行うにあたっては、後年度にわたり市の財政負担を伴うことから、今後の児童数および利用ニーズを的確に把握したうえで、国が進める「新・放課後子どもプラン」で求めている学校施設の有効活用をはじめ、教育委員会部局と連携を図り、計画的な改修・整備をしていくことが求められます。

現在、本市には全小学校において、公設民営の放課後児童クラブがあります。本計画では、基本的に市が施設整備を行う公設民営の施設について、条例で規定した面積要件や今後の利用児童数の見込み、施設の安全性や老朽化等への対応のため整備を行う施設の場所や時期等を定めるとともに、多様な保育ニーズに対応する民設民営の施設の導入についても内包して策定いたします。

2、計画の位置付けと期間、策定体制

(1) 計画の位置付け

本計画は、市政全般に係る基本的な計画である「第2次さくら市総合計画【後期基本計画】」を上位計画とし、「安心して安全な子育て環境づくり」を着実に推進する計画として位置付けます。さらに、令和2年3月に策定した「第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画」及び、令和7年3月に策定予定である第3期計画に反映させるものとします。

(2) 計画期間

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本市のこどもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
第2期支援事業計画		第3期支援事業計画			
さくら市児童センター及び放課後児童クラブ施設整備計画					

(3) 策定体制

- ① さくら市児童センター及び放課後児童クラブ施設整備計画検討委員会
民生委員児童委員や学校長、PTA会長、学識経験者などで構成する検討委員会を開催し、計画内容等の審議を行いました。
- ② 庁内関係課との連携
教育委員会部局など庁内関係部局と計画内容等の審議を行いました。
- ③ 放課後児童クラブに係るニーズ調査
放課後児童クラブの利用希望を把握するため、就学前児童保護者・小学生児童保護者を対象に調査を実施し、結果を計画に反映しました。
- ④ パブリックコメントによる意見公募
本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和6年2月15日から3月14日までの期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

3、市の現状と課題

(1) 児童数の減少

①未就学児童の状況

全国的な人口減少と同様に、本市の未就学児童数は減少傾向にあります。

単位：人

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成26年度	384	432	393	428	458	453	2,548
平成27年度	419	391	439	391	430	454	2,524
平成28年度	358	439	395	445	390	424	2,451
平成29年度	343	380	445	402	445	389	2,404
平成30年度	379	373	382	456	407	444	2,441
令和元年度	322	395	381	383	462	406	2,349
令和2年度	318	341	393	386	394	460	2,292
令和3年度	309	330	338	399	388	391	2,155
令和4年度	305	313	338	339	390	392	2,077
令和5年度	306	308	320	339	330	393	1,996

※ 住民基本台帳人口に基づく（各年4月1日現在）

②小学校就学児童の状況

市全体として児童数は減少傾向にありますが、学校ごとに見ると上松山及び南小学校では増加も見られます。

単位：人

年度	氏家	押上	熟田	上松山	南	喜連川	合計
平成26年度	942	197	176	400	446	505	2,666
平成27年度	920	188	173	395	473	502	2,651
平成28年度	890	193	156	423	496	476	2,634
平成29年度	854	180	148	441	520	483	2,626
平成30年度	828	165	148	465	535	456	2,597
令和元年度	791	150	151	493	557	440	2,582
令和2年度	770	137	152	496	555	421	2,531
令和3年度	781	136	150	517	576	410	2,570
令和4年度	752	122	144	493	580	417	2,508
令和5年度	729	109	144	510	572	397	2,462

※ 児童数は普通学級と特別支援学級の合計（各年4月1日現在）

(2) 保育施設・放課後児童クラブの利用児童数の増加

① 保育施設利用児童数及び利用率の推移

核家族化、共働きの進行等の理由により、本市の保育施設利用児童数は増加傾向にあります。特に3歳から5歳児における現在の利用率を見ると、約70%が保育施設を利用しています。

単位：上段（利用児童数）：人、下段（利用率）：%

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成26年度	71 (18.4)	170 (39.3)	173 (44.0)	221 (51.6)	233 (50.8)	235 (51.8)	1,103 (43.2)
平成27年度	66 (15.7)	156 (39.8)	206 (46.9)	197 (50.3)	228 (53.0)	229 (50.4)	1,082 (42.8)
平成28年度	62 (17.3)	202 (46.0)	194 (49.1)	235 (52.8)	204 (52.3)	231 (54.4)	1,128 (46.0)
平成29年度	61 (17.7)	169 (44.4)	232 (52.1)	219 (54.4)	239 (53.7)	211 (54.2)	1,131 (47.0)
平成30年度	75 (19.7)	180 (48.2)	208 (54.4)	249 (54.6)	220 (54.0)	240 (54.0)	1,172 (48.0)
令和元年度	84 (26.0)	186 (47.0)	215 (56.4)	216 (56.3)	255 (55.1)	224 (55.1)	1,180 (50.2)
令和2年度	63 (19.8)	206 (60.4)	233 (59.2)	232 (60.1)	230 (58.3)	270 (58.6)	1,234 (53.8)
令和3年度	64 (20.7)	190 (57.5)	237 (70.1)	241 (60.4)	240 (61.8)	238 (60.8)	1,210 (56.1)
令和4年度	71 (23.2)	188 (60.0)	213 (63.0)	246 (72.5)	249 (63.8)	258 (65.8)	1,225 (58.9)
令和5年度	78 (25.4)	191 (62.0)	225 (70.3)	234 (69.0)	249 (75.4)	254 (64.6)	1,231 (61.6)

※ 市外委託児童を含み市外受託児童は除く（各年4月1日現在）

②放課後児童クラブ利用児童数及び利用率の推移

保育施設と同様、核家族化、共働きの進行等の理由により、本市の放課後児童クラブ利用児童数は増加傾向にあります。特に、上松山及び南小学校は、児童数が増加していることもあり、大きく増加しています。

単位：上段（利用児童数）：人、下段（利用率）：%

年度	氏家	押上	熟田	上松山	南	喜連川	合計
平成 26 年度	165 (17.5)	51 (25.8)	27 (15.3)	90 (22.5)	105 (23.5)	71 (14.0)	509 (19.0)
平成 27 年度	167 (18.1)	47 (25.0)	38 (21.9)	98 (24.8)	111 (23.4)	77 (15.3)	538 (20.2)
平成 28 年度	188 (21.1)	53 (27.4)	40 (25.6)	118 (27.8)	122 (24.5)	87 (18.2)	608 (23.0)
平成 29 年度	196 (22.9)	50 (27.7)	40 (27.0)	127 (28.7)	144 (27.6)	76 (15.7)	633 (24.1)
平成 30 年度	203 (24.5)	47 (28.4)	44 (29.7)	143 (30.7)	160 (29.9)	81 (17.7)	678 (26.1)
令和元年度	207 (26.1)	50 (33.3)	32 (21.1)	162 (32.8)	175 (31.4)	81 (18.4)	707 (27.3)
令和 2 年度	205 (26.6)	44 (32.1)	39 (25.6)	150 (30.2)	196 (35.3)	43 (10.2)	677 (26.7)
令和 3 年度	200 (25.6)	48 (35.2)	44 (29.3)	160 (30.9)	197 (34.2)	71 (17.3)	720 (28.0)
令和 4 年度	207 (27.5)	43 (35.2)	43 (29.8)	164 (33.2)	179 (30.8)	91 (21.8)	727 (28.9)
令和 5 年度	188 (25.7)	45 (41.2)	57 (39.5)	183 (35.8)	186 (32.5)	101 (25.4)	760 (30.8)

※ 月利用登録児童数（各年 4 月 1 日現在）

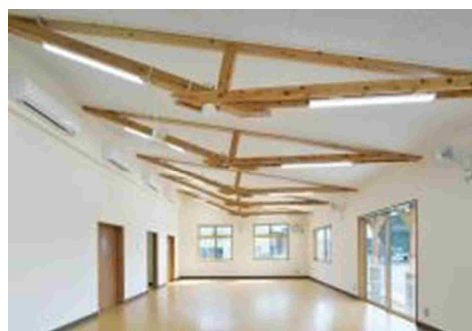
(3) 施設の現状と課題

これまでに、国県交付金や合併特例債を活用し、児童数の多い地区を中心に、児童センター等の子育て支援施設を整備してきました。近年は、放課後児童クラブの利用児童数の増加に対応するため、学校施設の改修や別棟の整備を実施しておりますが、学校によっては施設が点在することとなり、運営上の課題（職員の確保や保護者の迎え）が生じています。

①交付金等を活用し整備を実施した子育て支援施設（整備年度順）

施設名	所在地	整備年度
上松山児童センター （新設）	さくら市氏家 3776 番地 2 （上松山小学校隣接）	平成 19 年度
喜連川児童センター （新設）	さくら市喜連川 3936 番地 1 （喜連川小学校隣接）	平成 21 年度
南小学童保育センター （新設）	さくら市上阿久津 1774 番地 4	平成 23 年度
氏家児童センター （新設）	さくら市馬場 96 番地 1 （氏家小学校隣接）	平成 24 年度
南小学童保育センター 別棟（新設）、 プール管理棟（改修）	さくら市氏家氏家 1061 番地 3 （南小学校敷地内）	令和元年度
上松山小学校プール 管理棟（改修）	さくら市氏家 3496 番地 （上松山小学校敷地内）	令和 2 年度
喜連川児童センター 別棟（新設）	さくら市喜連川 3936 番地 1 （喜連川小学校隣接）	令和 5 年度 （整備中）

○南小学童保育センター別棟（令和元年度整備）



②放課後児童クラブの利用定員の推移

年度	氏家	押上	熟田	上松山	南	喜連川	合計
令和元年度	224	54	40	184	198	94	794
令和 2 年度	233	45	45	178	209	90	800
令和 3 年度	233	45	45	181	209	90	803
令和 4 年度	233	45	45	181	209	90	803
令和 5 年度	233	45	59	181	209	108	835

※令和 2 年度より、条例第 6 条第 4 項に基づき、一の支援の単位（≒クラス）を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とすることとしているため、実施場所に変更がなくても定員の増減があります。

③放課後児童クラブ実施場所等

放課後児童クラブでは、条例第5条第2項に基づき、児童1人につきおおむね1.65㎡以上の専用区画を確保する必要があります。現在、すべての実施場所において満たしておりますが、利用児童数が増加した場合、上記専用区画の確保が困難となる可能性があります。

また、氏家小・熟田小学校の学校プール管理棟、押上小学校内余裕教室については、建築から30年以上経過し老朽化が進んでいることから、改修等の検討が必要な状況です。

学校名	実施場所	建築(改修)年月	単位/定員		面積	
					床面積	1人あたり
氏家	氏家児童センター	平成24年9月	A	45	91.44㎡	2.03㎡
			B	45	95.38㎡	2.11㎡
			C	45	95.38㎡	2.11㎡
			D	45	91.44㎡	2.03㎡
	学校プール管理棟	平成3年3月	E	36	60.47㎡	1.67㎡
			F	17	28.61㎡	1.68㎡
押上	押上小学校内余裕教室	平成元年8月	-	45	89.17㎡	1.98㎡
熟田	学校プール管理棟	平成5年3月	A	30	49.71㎡	1.65㎡
			B	29	49.00㎡	1.75㎡
上松山	上松山児童センター	平成20年3月	A	45	89.96㎡	1.99㎡
			B	44	74.15㎡	1.68㎡
			D	20	33.50㎡	1.67㎡
	学校プール管理棟(改修)	令和3年3月	C	45	110.38㎡	2.45㎡
			E	27	47.00㎡	1.74㎡
南	南小学童保育センター	平成24年3月	A	45	101.47㎡	2.25㎡
			B	45	101.47㎡	2.25㎡
	学校プール管理棟(改修)	令和2年3月	C	45	78.50㎡	1.74㎡
			D	29	48.80㎡	1.68㎡
	南小学童保育センター別棟	令和2年3月	E	45	75.30㎡	1.67㎡
喜連川	喜連川児童センター	平成22年3月	A	45	78.14㎡	1.73㎡
			B	45	78.01㎡	1.73㎡
			C	18	29.75㎡	1.65㎡

※ 令和5年4月1日現在

(4) 放課後児童クラブに係るニーズ調査

①調査の目的

近年、核家族化や共働き世帯増の影響により、本市の各小学校で放課後児童クラブの利用ニーズが増加しているため、今後、待機児童が発生しないよう必要な対策を講じていくため、保護者の放課後児童クラブの利用意向等について把握・分析するためニーズ調査を実施しました。

②調査概要

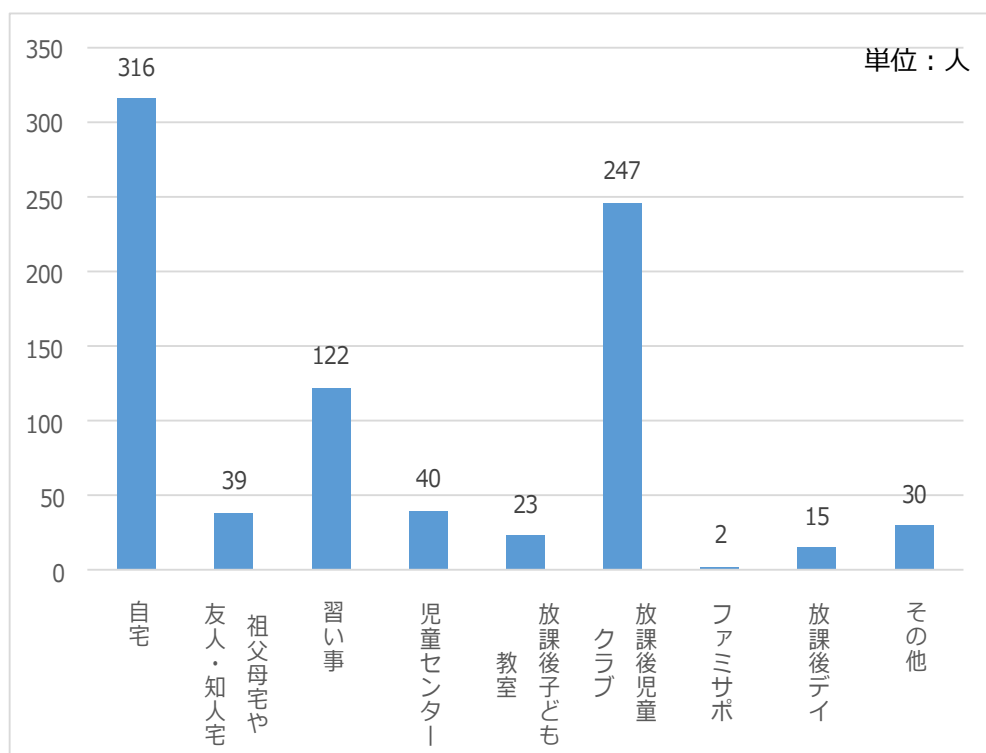
	【市立小学校児童】編	【市内未就学児】編		
対象	市立小学校児童の保護者	市内未就学児の保護者		
対象児童数	2,055人	2,131人		
内訳	1年(H28.4.1-H29.4.1)	377人	一歳(R5.4.2-R5.9.30)	117人
	2年(H27.4.1-H28.4.1)	386人	0歳(R4.4.2-R5.4.1)	319人
	3年(H26.4.1-H27.4.1)	455人	1歳(R3.4.2-R4.4.1)	310人
	4年(H25.4.1-H26.4.1)	405人	2歳(R2.4.2-R3.4.1)	316人
	5年(H24.4.1-H25.4.1)	432人	年少(H31.4.2-R2.4.1)	337人
			年中(H30.4.2-H31.4.1)	336人
			年長(H29.4.1-H30.4.1)	396人
配布枚数	2,055人 ※児童全員に配布	1,627人 ※きょうだい重複分減		
調査期間	令和5年10月5日 ～10月20日(16日間)	令和5年10月10日 ～10月20日(11日間)		
調査方法	各小学校を通じて配布、回答 フォームによる回答 (1世帯1回答)	各世帯あて郵送配布、回答 フォームによる回答 (1世帯1回答)		
回収状況 ・率 (きょう だいを含 む回収者 数・率)	589人・28.7% (740人・36.0%)	622人・29.2% (731人・34.3%)		

②調査の結果概要

(ア)【市立小学校児童】編

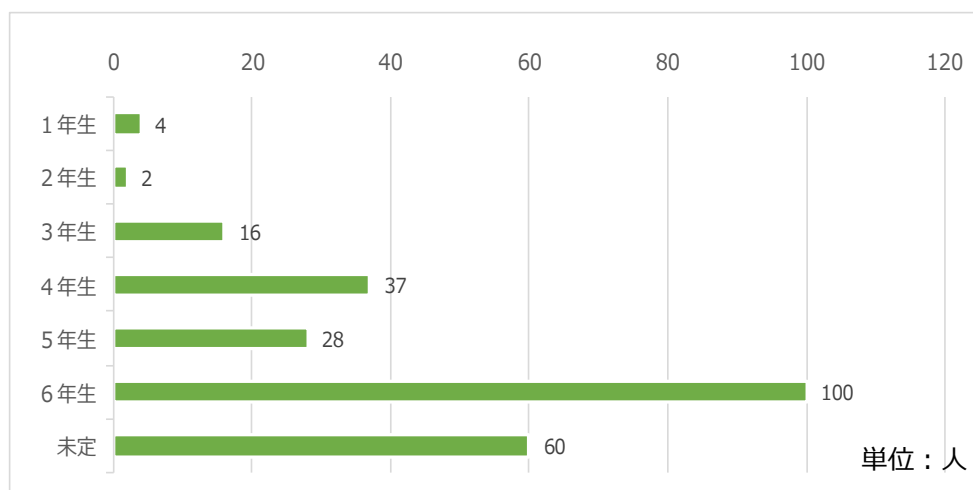
■今後の放課後の過ごし方について

回答者の内訳は、「自宅」が 316 人 (37.9%) で最も多く、次に「放課後児童クラブ」が 247 人 (29.6%)、その次に「習い事」が 122 人 (14.6%) でありました。(n=834 人)



■放課後児童クラブを何年生まで希望するか

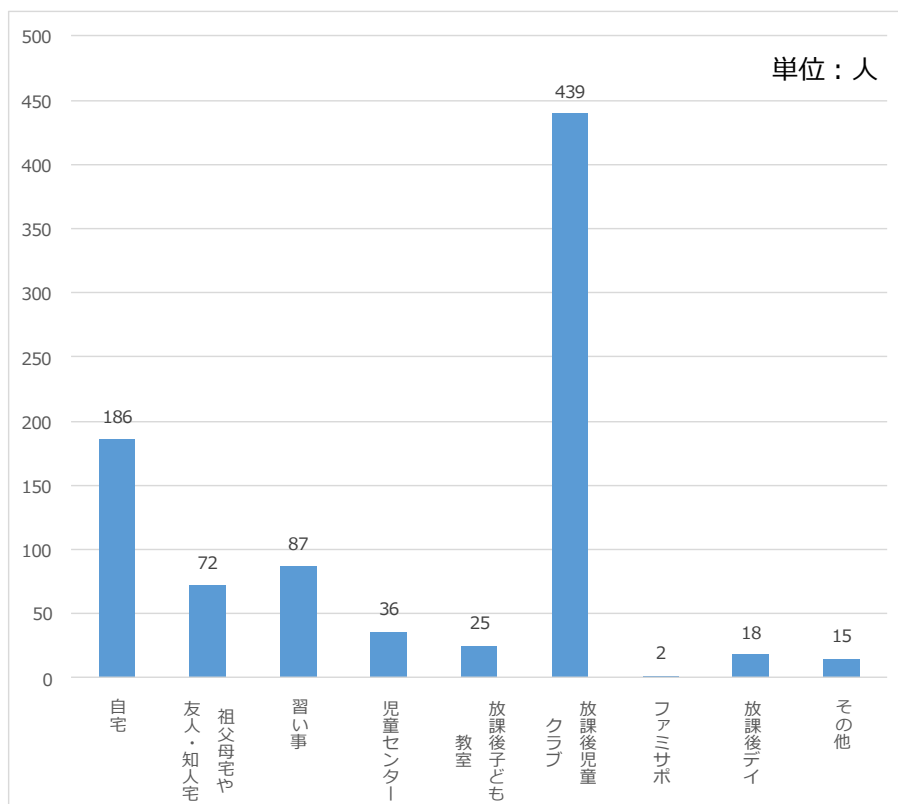
回答者の内訳は、「6年生」が 100 人 (40.5%) で最も多く、次に「未定」が 60 人 (24.3%)、その次に「4年生」が 37 人 (15.0%) でありました。(n=247 人)



(イ) 【市内未就学児】 編

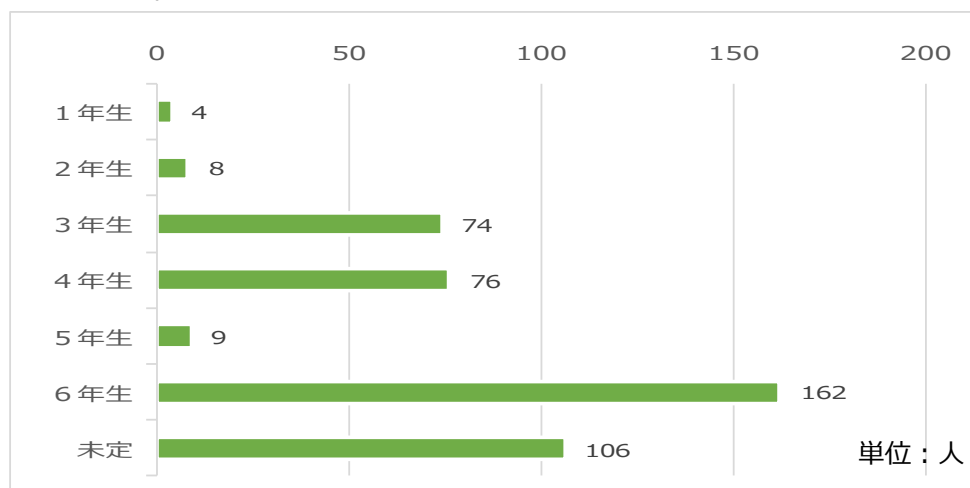
■ 今後の放課後の過ごし方について

回答者の内訳は、「放課後児童クラブ」が 439 人 (49.9%) で最も多く、次に「自宅」が 186 人 (21.1%)、その次に「習い事」が 87 人 (9.9%) でありました。(n=880 人)



■ 放課後児童クラブを何年生まで希望するか

回答者の内訳は、「6年生」が 162 人 (36.9%) で最も多く、次に「未定」が 106 人 (24.1%)、その次に「4年生」が 76 人 (17.3%) でありました。(n=439 人)



(5) 今後の放課後児童クラブ利用児童数の推計

①推計の方法

今後の小学校児童数の見込みに、放課後児童クラブの利用率見込みを乗じて推計します。ただし、令和6年度は、就学予定を含む児童数や放課後児童クラブの利用申込状況を把握できることから、より実数に近い見込みを算出します。

(ア) 小学校児童数の見込み

教育委員会（学校教育課）で推計している児童数（通常学級と特別支援学級の合計）を引用します。

(イ) 放課後児童クラブの利用率見込み

核家族化・共働き世帯の増加により、放課後児童クラブの利用率は今後も上昇していくと見込みます。

利用率の設定にあたっては、令和6年度の利用率見込みを基準に、毎年度3%（※）づつ上昇していくものとしています。なお、上松山小・南小は核家族かつ共働き世帯が多い傾向から、さらに1%上乘せします。

※3%の根拠は、過去5年間における保育施設利用率の対前年増減率の平均

年度	未就学児童数	うち保育施設利用児童数	保育施設利用率	対前年増減率
令和元年度	2,349	1,180	50.2%	2.2%
令和2年度	2,292	1,234	53.8%	3.6%
令和3年度	2,155	1,210	56.1%	2.3%
令和4年度	2,077	1,225	58.9%	2.8%
令和5年度	1,996	1,231	61.6%	2.7%

令和元～5年度平均 2.7% ≒3%

②推計の結果

放課後児童クラブ利用率は、現在各学校ともに概ね30～40%であります。保育施設利用率に比例して、今後もさらに上昇することが予想されます。

また、児童数の増加している上松山及び南小学校では、すでに令和6年度に現在の定員を上回る利用希望があり、待機児童の発生する可能性が高い状況です。

単位：人

No.	学校名	5年度 定員	区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
1	氏家	233	児童数	729	708	707	699	652	639
			うち放課後	188	221	242	260	262	276
			利用率	25.7%	31.2%	34.2%	37.2%	40.2%	43.2%
2	押上	45	児童数	109	105	98	91	83	78
			うち放課後	45	53	52	51	49	49
			利用率	41.2%	50.4%	53.4%	56.4%	59.4%	62.4%
3	熟田	59	児童数	144	143	132	118	108	110
			うち放課後	57	42	43	42	41	45
			利用率	39.8%	29.3%	32.3%	35.3%	38.3%	41.3%
4	上松山	181	児童数	510	517	500	499	486	481
			うち放課後	183	197	211	230	243	260
			利用率	35.8%	38.1%	42.1%	46.1%	50.1%	54.1%
5	南	209	児童数	572	591	577	545	520	500
			うち放課後	186	221	238	247	256	267
			利用率	32.5%	37.3%	41.3%	45.3%	49.3%	53.3%
6	喜連川	108	児童数	397	390	383	385	359	344
			うち放課後	101	100	110	122	124	129
			利用率	25.4%	25.6%	28.6%	31.6%	34.6%	37.6%
合計		835	児童数	2,461	2,454	2,397	2,337	2,208	2,152
			うち放課後	760	834	896	952	975	1,026
			利用率	30.8%	33.9%	37.4%	40.7%	44.2%	47.7%

※児童数は普通学級と特別支援学級の合計で、赤字部分は定員を超える見込み

4、整備を行う施設、時期など

(1) 基本的な考え方

国では、共働き家庭等が直面する「小1の壁」の解消を図るため、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、受け皿の確保や児童福祉と教育分野での連携、学校施設の活用を積極的に求めています。

また、令和5年8月には、こども家庭庁・文部科学省の連名により、「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について」の通知が発出され、余裕教室の活用や学校施設の一時的な利用(タイムシェア)、学校施設の財産処分手続きの大幅な弾力化や廃校施設の活用など、学校施設を有効活用した取組み事例が紹介されております。

本市においては、待機児童を絶対に出さないという決意のもと、国が求める学校施設の活用を念頭に、受け入れ態勢の整備を進めてまいりますが、実際に学校施設を活用するにあたっては、放課後児童クラブと教育分野で管理区分を明確に分ける必要があります、実施することに困難が生じる可能性があります。また、児童数が増加している小学校はもとより、減少している小学校においても、少人数教育の実施や特別支援学級の増加などに対応するため、余裕教室の活用が見込めない場合もあります。

したがって、整備にあたっての基本的な考え方を以下のとおりとします。

- ①学校施設で活用ができる部屋があれば、積極的に活用していきます。
活用できる部屋が老朽化している場合には、改修等を実施していきます。
- ②現在、学校施設で活用できる部屋がなくとも、長寿命化工事などで新たに放課後児童クラブの部屋を生み出せる可能性があれば、教育委員会と協議し同時期に整備を行うなど、学校施設を積極的に活用していきます。
- ③上記①②が困難な場合、現在放課後児童クラブを実施している施設の隣接地への施設整備を計画的に行います。なお、特に学校は児童が校外に移動せずに放課後を安全に過ごせる場所であることから、学校教育に支障が生じないよう教育委員会と十分に協議を行ったうえで、可能な限り、学校敷地内への整備を行います。
- ④その他、こども家庭庁などの施策動向や民間活力導入による効率的な整備・運営を研究し、有効活用できる手法を積極的に選択していきます。

(2) 整備を実施する理由

整備を実施するにあたり、各学校における課題と学校施設の活用を整理すると以下のとおりになります。令和5年度に別棟整備を実施している喜連川小学校以外は、待機児童の発生する可能性や施設老朽化などの課題があり、こどもたちの安心・安全な居場所の提供のためには整備が必要です。

なお、学校施設の一時的な利用(タイムシェア)は、準備・片付け、施設等の破損、鍵や警備の扱い、管理責任の所在等々の課題が多く想定され、教職員など学校関係者や放課後児童クラブ運営事業者、利用児童などへの負担が懸念されます。

学校名	課題			学校施設の活用	
	待機児童の発生する可能性	老朽化(築30年以上)	実施施設が学校内と校外に点在する	管理を分けられる余裕教室	管理を分けられる可能性のある学校施設
氏家	○	○ (プール管理棟)	○ (ただし近接)	×	プール管理棟(使用中)
押上	○	○		○ (使用中)	※給食調理室
熟田		○		×	プール管理棟(使用中) 給食調理室
上松山	○		○ (ただし近接)	×	プール管理棟(使用中)
南	○		○ (点在)	×	プール管理棟(使用中)
喜連川				×	×

※新給食センター稼働後

(3) 整備が必要な施設

整備が必要な施設と優先度は、以下のとおりになります。

待機児童の発生する可能性の高い、上松山及び南小学校の整備が優先度が高く、特に南小学校は、施設が校外にも点在する課題もあることから、実施施設の集約化も併せて整備することとします。

学校名	整備	整備内容			優先度
		実施施設の拡充	老朽化対策(改修)	実施施設の集約化	
氏家	必要	○	○		
押上	必要	○	○		
熟田	必要		○		
上松山	必要	○			○
南	必要	○		○	○
喜連川	不要				

※喜連川は令和5年度に整備中

(4) 整備の時期

整備の時期は、優先度の高い上松山及び南小学校を先行して実施します。

老朽化の進んでいる施設で実施している小学校は、新給食センター稼働後の給食調理室の改修などの検討を含め、学校施設の有効活用を図ります。

また、並行して民間活力導入による効率的な整備・運営を研究していきます。

学校名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
					
氏家			協議・設計	工事(改修)	
押上				協議・設計	工事(改修)
熟田				協議・設計	工事(改修)
上松山		協議・設計	工事(新設)		
南	協議・設計	工事(新設)	工事(改修)		
喜連川					

(5) 整備の規模

整備の規模は、以下のとおりになります。

なお、各小学校のプールは最適化計画策定が予定されていることから、今後の放課後児童クラブの整備にあたっては、関係課と十分に協議を行います。

①整備により拡充する定員の規模

公設	区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
氏家	利用見込	188	221	※242	※260	※262	276
	定員	233	233	233	233	233	278
	整備内容	児童センター集会室の転用や老朽化した施設の改修を実施					
押上	利用見込	45	※53	※52	※51	※49	※49
	定員	45	45	45	45	45	45
	整備内容	老朽化対応の改修または給食調理室等の保育室転用を検討					
熟田	利用見込	57	42	43	42	41	45
	定員	59	59	59	59	59	59
	整備内容	老朽化対応の改修または給食調理室等の保育室転用を検討					
上松山	利用見込	183	197	211	※230	243	260
	定員	181	211	211	211	301	301
	整備内容	90名定員の施設整備（6年度からプール管理棟1階も使用）					
南	利用見込	186	221	238	247	256	267
	定員	209	249	249	299	299	299
	整備内容	180名定員の施設整備（6～7年度は隣接民間施設を借用） ※校外の施設（90名定員）は児童センターに転用（次頁参照）					
喜連川	利用見込	101	100	110	122	124	129
	定員	108	135	135	135	135	135
	整備内容	5年度に施設整備を実施					
合計	利用見込	760	834	896	952	975	1,026
	定員	835	932	932	982	1,072	1,117

※氏家、押上、上松山で定員を上回る年度があるが、床面積が広い部屋を弾力運用で対応

民設	定員				90	135	180
----	----	--	--	--	----	-----	-----

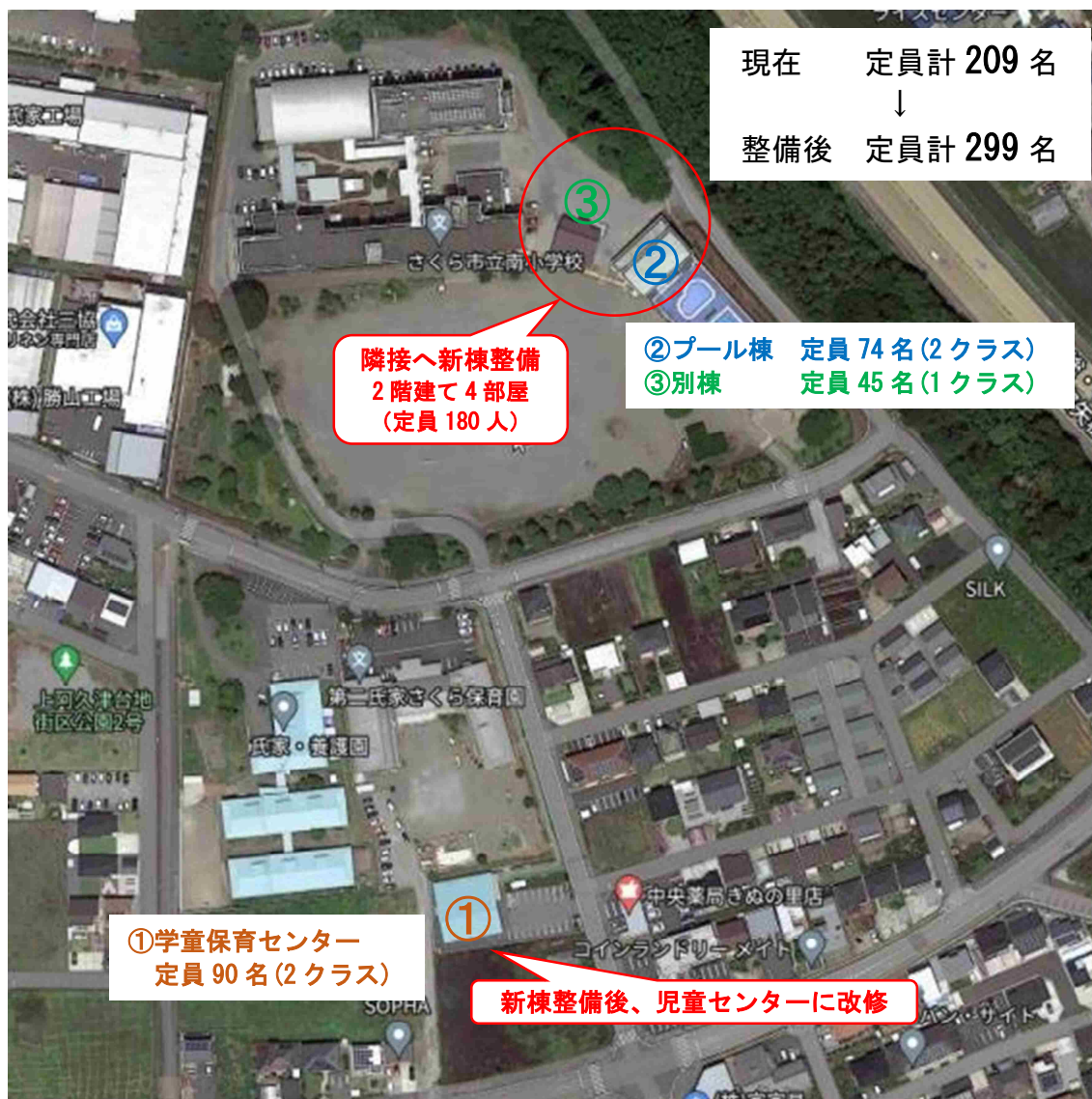
公民計	定員	835	932	932	1,072	1,207	1,297
-----	----	-----	-----	-----	-------	-------	-------

②南小放課後児童クラブ及び児童センター整備

放課後児童クラブの今後の利用ニーズ増に対応するとともに、実施場所の集約化を図り、運営事業者・保護者・児童の負担を軽減します。

校外にある学童保育センターは、地域の子育て支援施設（児童センター）に転用し、新たなこどもの居場所となるよう改修を行います。

◎整備イメージ



①学童保育センター



②南小学校プール棟



③学童保育センター別棟



(6) 施設の機能及び運営方法

放課後児童クラブ施設には、条例第5条第1項に基づき、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設け、同条第2項に定める児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上を確保します。

学童保育センターから改修を行う児童センターには、児童や保護者に対し、健全な遊びの指導を行う児童センター機能と、子育て等に関する相談・援助を行う地域子育て支援センター機能を設けることとします。

管理運営を効果的かつ効率的に行う必要があることから、新設の建物については、指定管理者制度による管理運営を行うこととし、ノウハウを有する法人の公募を実施していきます。

(7) 民設民営放課後児童クラブの公募

本市では現在、核家族化、共働きの進行等の理由により、放課後児童クラブの利用児童数が増加の一途をたどっています。これまで、公設の放課後児童クラブ施設整備を進めてきましたが、特に児童数が多い小学校区においては、放課後児童クラブの利用児童が200人を超え、職員の確保などの面で運営事業者の負担が増すなど、規模の適正化が大きな課題となっています。

このような課題の解消に向けて、学校外に民設民営の放課後児童クラブを誘導し、こども及び保護者が様々な放課後の過ごし方を選択できる環境の充実を図ります。多様な選択肢ができることで、待機児童解消はもとより、公設の放課後児童クラブの規模の適正化にもつながります。

他自治体で実施している民設民営の放課後児童クラブでは、長時間の延長保育や専門講師の派遣による活動プログラムの実施、各種スポーツ体験や学習支援など、公設とは違う提供内容が期待できます。

本市のこどもの放課後の遊びと生活の質を向上させるとともに、それぞれの家庭のライフスタイルに合った放課後の過ごし方を確保することができることから、公設の整備計画と並行して公募に向けた準備を進めます。

「第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念

「子どもの笑顔があふれる未来へ」
～母になるなら、父になるなら、さくら市で～



資料編

資料1 さくら市児童センター及び放課後児童クラブ施設整備計画検討委員会設置要綱

○さくら市児童センター及び放課後児童クラブ施設整備計画検討委員会設置要綱

平成17年7月29日告示第187号

改正 令和5年8月17日告示第127号

(設置)

第1条 本市の児童センター及び放課後児童クラブ（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）施設整備計画を推進するため、さくら市児童センター及び放課後児童クラブ施設整備計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議を行う。

- (1) 児童センター及び放課後児童クラブ施設整備計画の策定に関すること。
- (2) 児童センター及び放課後児童クラブの運営方針に関すること。
- (3) その他児童センター及び放課後児童クラブに関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地区民生児童委員協議会長
- (2) 市社会福祉協議会長
- (3) 市PTA協議会長
- (4) 市立小学校の長
- (5) 市民
- (6) 学識経験者
- (7) 健康福祉部長
- (8) 教育次長
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 委員長は、会議の議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集する。ただし、委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(幹事)

第7条 検討委員会に、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、市職員及び関係団体の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 幹事は、検討委員会の運営及び審議事項について委員を補佐するものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、健康福祉部こども政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成17年8月1日から施行する。

資料2 計画策定検討委員会名簿及び計画策定の経過

○計画策定検討委員会名簿

委員氏名	役職名	備考
大久保 なをみ	さくら市第1地区民生委員児童委員協議会長	
笠井 勇一	さくら市第2地区民生委員児童委員協議会長	副委員長
渡邊 幸雄	さくら市喜連川地区民生委員児童委員協議会長	
田中 耕一	さくら市社会福祉協議会長	
小池 篤	さくら市PTA協議会長	
堀井 篤人	さくら市立熟田小学校長	
齋藤 孝之	さくら市立上松山小学校長	
青木 律子	さくら市立南小学校長	
中津原 なおみ	主任児童委員	
吉澤 テル子	主任児童委員	
小嶋 洋子	主任児童委員	
佐野 朝男	学識経験者	委員長
高野 朋久	さくら市健康福祉部長	
櫻井 広文	さくら市教育次長	

○計画策定の経過

令和5年9月27日	第1回検討委員会 放課後児童クラブ施設見学（南小学童保育センター）
令和5年10月5日 ～10月20日	放課後児童クラブに関するニーズ調査
令和6年1月24日	第2回検討委員会
令和6年2月15日 ～3月14日	パブリックコメントの実施

資料3 さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例

○さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例

平成 26 年 9 月 5 日 条例第 24 号
改正 令和 5 年 5 月 31 日 条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業（法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第 2 条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 2 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第 2 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者

の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第3条 放課後児童健全育成事業において、同事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第4条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第5条 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かななければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
 - (10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの
- 4 第 2 項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が 20 人未満の放課後児童健全

育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者平等に扱う原則)

第7条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第8条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第9条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (3) 開所している日及び時間
 - (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - (5) 利用定員
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) 事業の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他事業の運営に関する重要事項
- (放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第 11 条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 13 条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第 14 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 8 時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(設備の基準の経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間は、第5条第2項の規定は適用しない。

(職員の経過措置)

3 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第6条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

4 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間は、第6条第4項の規定(一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。)は適用しない。

資料4 子育て関連施設マップ

令和5年4月1日時点



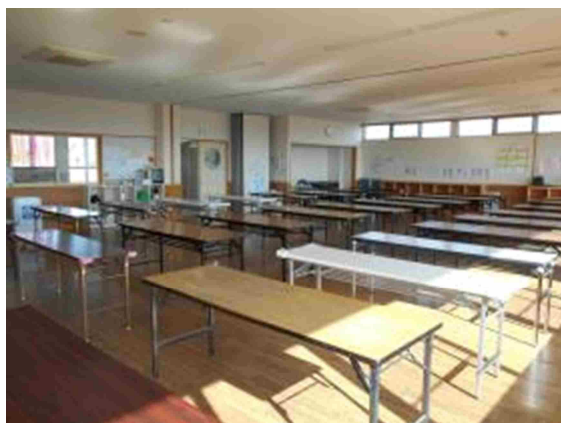
資料5 各放課後児童クラブの状況（令和5年4月1日現在）

1、氏家小放課後児童クラブ（6クラブ） 定員合計 233名

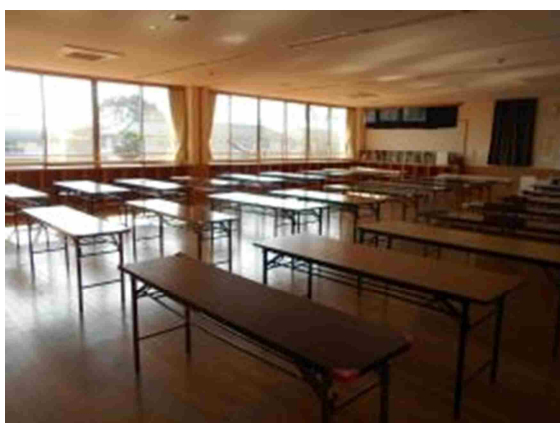
A（氏家児童センター2階）定員 45名



B（氏家児童センター2階）定員 45名



C（氏家児童センター2階）定員 45名



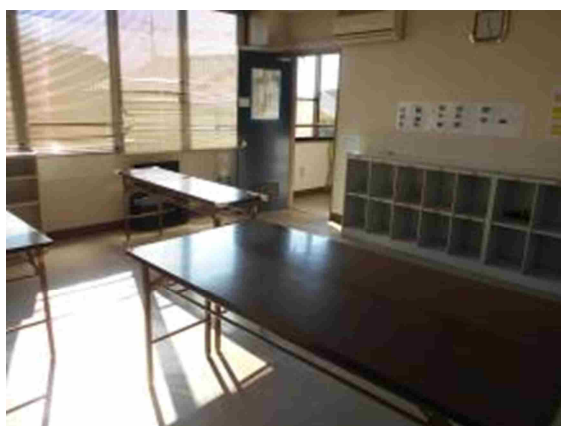
D（氏家児童センター2階）定員 45名



E（学校プール管理棟2階）定員 36名



F（学校プール管理棟2階）定員 17名



2、押上小放課後児童クラブ（1クラブ） 定員 45名

押上小学校内余裕教室（2階）定員 45名



2部屋目



3、熟田小放課後児童クラブ（6クラブ） 定員合計 59名

A（学校プール管理棟2階）定員 30名



B（学校プール管理棟2階）定員 29名



2部屋目



4、上松山小放課後児童クラブ（5クラブ） 定員合計 181名

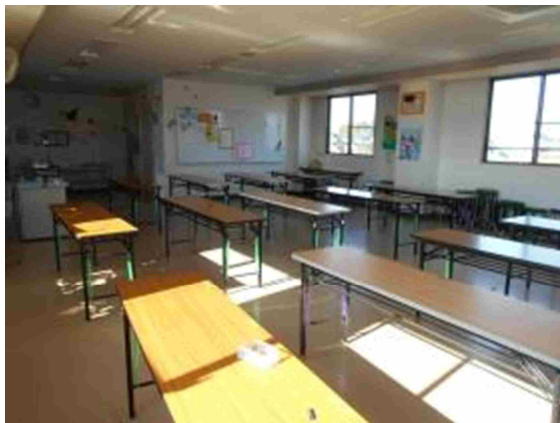
A（上松山児童センター2階）定員45名



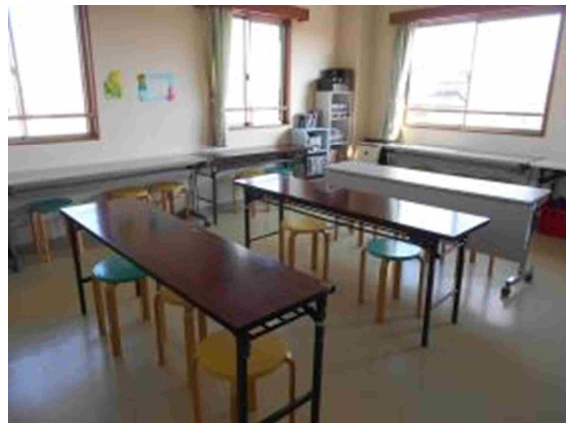
B（上松山児童センター2階）定員44名



C（学校プール管理棟2階）定員45名



D（上松山児童センター2階）定員20名



E（学校プール管理棟2階）定員27名



5、南小放課後児童クラブ（6クラブ） 定員合計 209名

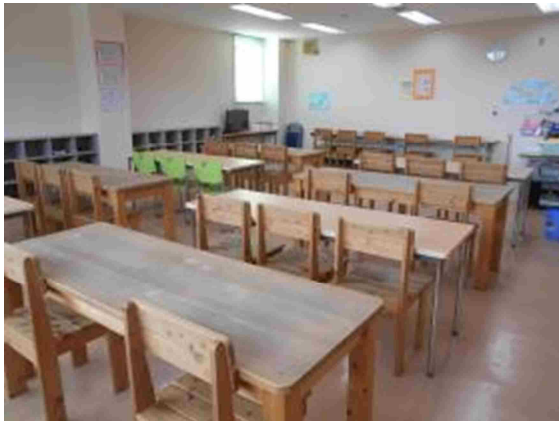
A（南小学童保育センター）定員 45名



B（南小学童保育センター）定員 45名



C（学校プール管理棟 2階）定員 45名



D（学校プール管理棟 2階）定員 29名

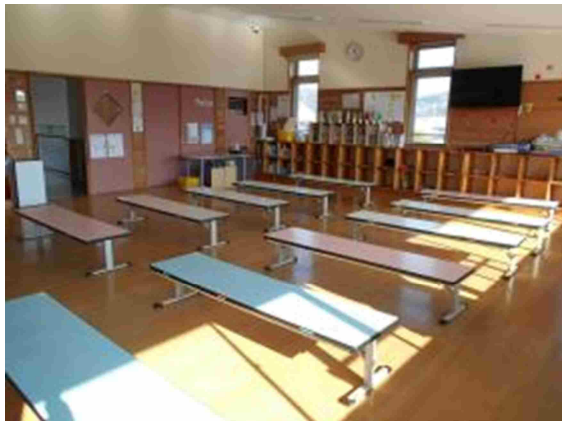


E（南小学童保育センター別棟）定員 45名



6、喜連川小放課後児童クラブ（6クラブ） 定員合計 108名

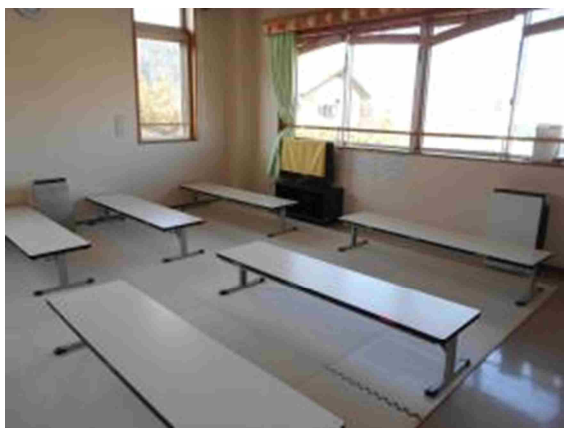
A（喜連川児童センター2階）定員 45名



B（喜連川児童センター2階）定員 45名



C（喜連川児童センター2階）定員 18名



資料6 用語解説

用語	掲載頁	内容
こども大綱	3	こども基本法第9条第1項に基づき、こども政策を総合的に推進するため、少子化や貧困に対処するための施策等に関し必要な事項を定めるもの。市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を定めることが努力義務とされている。
小1の壁	3	こどもが小学校に上がる時に、就学前の保育園等の時に比べて、仕事と子育ての両立が困難になること。保育園等に比べ放課後児童クラブの預かる時間が短かったり、放課後児童クラブの整備が追いつかずに利用できないなど、結果として働き方を変えざるを得なくなる問題のこと。
子ども・子育て支援事業計画	4	子ども・子育て支援法第61条に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していくため、利用状況や希望などを把握し、計画的な整備を図るためのもの。
余裕教室	15	文部科学省の定義で、現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室のこと。
学校施設の一時的な利用 (タイムシェア)	15	学校施設(特別教室等)を放課後の時間帯に一時利用すること。福祉部局と教育委員会や各小学校長との間で学校施設の使用に関する協定を締結するなど、責任体制の明確化を図っている。ロッカーや机・椅子などの放課後児童クラブで使用する備品等は、可動式にして他の部屋から移動してくるなどの対応をしている。

用語	掲載頁	内容
学校施設の財産処分手続きの大幅な弾力化	15	国庫補助を受けて整備された学校施設を活用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続きが必要となる場合であっても、国庫補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の無償による財産処分の場合は、相手先を問わず国庫納付金を不要とするなど、手続きの大幅な弾力化を図っていること。
学校施設の長寿命化工事	15	厳しい財政状況の下で、効率的・効果的に老朽化対策を進めるため、建築後 40 年程度で建替えるのではなく、コストを抑えながら建て替えと同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない改修方法のこと。
児童センター	19	児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、遊びを指導する人（児童厚生員）が、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設のこと。
地域子育て支援センター	20	児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点事業で、主に乳幼児の子どもと子どもを持つ親が交流を深める場のこと。子育てに関わる相談や情報の提供、助言などを行っている。
指定管理者制度	20	平成 15 年の地方自治法改正によって創設された公の施設の管理運営制度のこと。地方公共団体に代わって指定する法人その他の団体に公の施設の管理を代行させることで、多様化・高度化する住民ニーズへの効率的・効果的な対応を図り、住民サービスの向上、行政コストの縮減を図ることを目的とした制度。